仕　様　書

１　件　　名　自動販売機設置について

２　設置場所　東京都立白鷺特別支援学校 校舎棟１階（東京都江戸川区東小松川四丁目50番1号）

３　目　　的　生徒教職員の福利厚生の一環として、自動販売機を設置する。

４　期　　間　令和７年４月１日～令和１０年３月３１日（３年間）

５　仕様内容

（１）設置台数

　　自動販売機１台

（２）販売品目

　　①水、スポーツドリンク及び麦茶を、コールド飲料として通年取り扱うこと。

②冬季(12月から3月まで)はホット飲料を取扱うこと。

③販売品容器は、ペットボトル、缶（キャップ付）とする。

④取扱商品の変更については、必ず事前に書面により申請し、校長の許可を得ること。

（３）販売価格設定

市価より低廉であること。

（４）機器仕様

①東京都グリーン購入ガイドに適合する機器であること。

②非常災害時対応（ライフラインベンダー）を導入すること。

③現金及び電子マネー決済が可能であること

④その他、特別な提案がある場合は、書面にて具体的に申し出る。

（５）設置及び管理方法

①校長の指定する場所に設置すること。

②本体に漏電遮断器の設置、転倒防止を行うこと。

③自動販売機に電気使用量の子メーターを使用者の負担により設置すること。

④電気料金・水道料金等建物の使用に伴う経費は使用者の負担とし、学校長と使用者との間で協定書を作成する。なお、光熱水費の計算については、昭和４５年２月１８日付４５教総経第２３号「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法について」の通知中、「別冊A」を適用する。電気料金の算出については、使用者の設置する子メーターの指針をもとに算出する。

⑤設置・移転・メンテナンスに係る諸費用は、全て使用者の負担とする。

⑥販売時間等のタイマー設定は行わないものとする。

⑦品切れ及びつり銭切れが起こらないようこまめに補充する。万一、品切れ・つり銭切れが生じた場合には、速やかに金銭の払い戻しに応じること。

⑧空き容器回収箱を設置し、補充時には販売機の点検整備を行い、空き容器を回収する。その際、自動販売機及び空き容器回収箱の本体及び周辺を清掃すること。

⑨故障、異常発生時には、速やかに対応すること。

⑩保健衛生管理全般に配慮し、特に商品の賞味（消費）期限の管理は厳重に注意すること。

⑪作業時間は、原則平日午前９時から午後２時までとする。ただし、土日休日等であっても、部活動や学校行事等により必要とする場合は、本校の求めに応じて補充等の作業を行うこと。短縮時程等による車両の乗入れ制限については、別途連絡する。

⑫搬入等による本校敷地内への車両の乗入れは、生徒等の通行を優先し、事故がないよう十分に注意すること。

⑬ディーゼル車規制の遵守について本契約にあたって、自動車を使用しまたは使用させる場合は、東京都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のため、当該自動車の自動車検査証、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。

⑭その他、運用上、特別な提案がある場合は、書面にて具体的に申し出る。

６　本件に関する問合せ先

　　東京都立白鷺特別支援学校　経営企画室　電話03-3652-4151